

令和元年度版

唐津保健福祉事務所 実習のしおり



目 次

1	ようこそ! 保健福祉事務所へ	1
2	保健福祉事務所の概況	2
	(1) 保健所の歴史	
	(2) 福祉事務所の歴史	
	(3) 佐賀県の健康福祉部・県民環境部関係機関及び管轄市町	
	(4) 保健福祉事務所の圏域、佐賀県のすがた	
	(5) 保健福祉事務所の組織・機構	
3	福祉支援課の業務内容	8
	(1) 生活保護	
	(2) 母子福祉	
	(3) 母子保健	
4	健康推進課の業務内容	12
	(1) 精神保健福祉	
	(2) 難病	
	(3) 原子爆弾被爆者援護	
	(4) 健康づくり	
	(5) 感染症	
5	衛生対策課の業務内容 (食品衛生、環境衛生)	20
6	環境保全課の業務内容	21
7	企画経営課の業務内容	22
8	看護 (実習) 学生の臨地実習における情報の取り扱いについて	23
◆	保健福祉事務所及び県の保健福祉機関	24

1 ようこそ！ 保健福祉事務所(保健所)へ

1. 保健所とは

地域における公衆衛生の向上及び増進を図るために設置されたものであり、疾病の予防・健康増進・環境衛生等公衆衛生活動の中心的機関として、地域住民の生活と健康にきわめて重要な役割をもっています。

2. 保健所の設置

保健所は、地域保健法で都道府県・保健所政令市・特別区(東京 23 区)が設置することになってます。また、「医療法」の二次医療圏に基づいて設置されます。

3. 保健所の職員

医師・獣医師・保健師・薬剤師・管理栄養士・臨床検査技師・診療放射線技師・行政職員等

4. 保健所の業務

①～⑭に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行います。

- ① 地域保健に関する思想の普及及び向上
- ② 人口動態統計その他地域保健に係る統計
- ③ 栄養の改善及び食品衛生
- ④ 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境衛生
- ⑤ 医事及び薬事
- ⑥ 保健師
- ⑦ 公共医療事業の向上及び増進
- ⑧ 母性及び乳幼児並びに老人の保健
- ⑨ 歯科保健
- ⑩ 精神保健
- ⑪ 難病対策
- ⑫ エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防
- ⑬ 衛生上の試験及び検査
- ⑭ その他地域住民の健康の保持及び増進

～地域保健法第6条抜粋～

地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要に応じて～

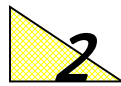
- ・地域保健に関する情報を収集、整理、活用する
- ・地域保健に関する調査と研究を行う
- ・歯科保健その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行う
- ・試験・検査を行い、また、医師等に試験・検査に関する施設を利用させる
- ・市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、
- ・市町村の求めに応じ技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行います。

～地域保健法第7,8条抜粋～



ウィンスロウ (C.E-A.Winslow) による公衆衛生の定義(1920年)

公衆衛生とは、環境衛生の改善、伝染病の予防、個人衛生の原則についての個人の教育、疾病の早期診断と治療のための医療と看護サービスの組織化、および地域社会のすべての人に、健康保持のための適切な生活水準を保障する社会制度の発展のために共同社会の組織的な努力を通じて疾病を予防し、寿命を延長し、肉体的、精神的健康と能率の増進をはかる科学であり技術である。



保健福祉事務所の概況

(1) 保健所の歴史 ～日本における公衆衛生行政のはじまり～

昭和12年 (1937)	旧保健所法：地域住民に対する保健指導を行う機関として「保健所」が発足
21年 (1946)	WHO憲章前文：「健康」を「完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病または病弱の存在しないことではない」
22年 (1947)	保健所法：結核・性病その他伝染病の対策及び生活環境の悪化対策を行う公衆衛生活動の中心的機関であり、地域における保健サービスの指導機関
53年 (1978)	プライマリ・ヘルス・ケア（PHC）に関するアルマ・アタ宣言 「患者の病気の診断・治療だけでなく、予防・健康増進・社会復帰・地域開発を含めて広くとらえようとする考え方」
61年 (1986)	ヘルスプロモーションに関するオタワ宣言 「ヘルスプロモーションとは人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである。また、健康は、生きる目的ではなく生活の資源である」 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【ヘルスプロモーションの5つの活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康的な公共政策づくり ②健康を支援する環境づくり ③地域活動の強化 ④個人的なスキルの評価 ⑤ヘルスサービスの方向転換 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【3つのプロセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①唱道（advocacy） ：健康づくりの必要性を提唱すること ②能力の付与（enabling） ：人々の主体性が発揮されるよう個人能力を高める（知識や技術の習得と支援） ③調停（mediation） ：保健医療の分野だけでなく社会の他分野が協力できるような活動や関心利害関係等調整すること </div> </div>
平成6年	地域保健法制定：人口の少子・高齢化、慢性疾患など疾病構造の変化等に対応し、地域保健対策を総合的に推進、強化するため保健所法を改正。 「基本方針」 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域保健対策の基本的な方向 ② 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本事項 ③ 地域保健対策に係る人材の確保および資質の向上 ④ 地域保健に関する調査及び研究 ⑤ 社会福祉等の関連施策との連携 ⑥ その他地域保健対策の推進に関する重要事項
平成9年	地域保健法全面施行：母子保健事業、一般栄養指導業務が市町村へ移行。地域保健の広域的・専門的・技術的サービスの拠点として保健所を再編、機能強化した。
平成12年	「基本指針」一部改正：改正の主な事項は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における健康危機管理体制の確保（保健所がその拠点としての役割） ・ノーマライゼーションの推進 ・21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進（介護保険制度施行）
平成15年	「基本指針」一部改正：12年の改正後、精神障害者対策、児童虐待防止対策、生活衛生対策等について、新たな事項に係る対策が講じられるようになったことからこれらの状況に対応して、一部改正された。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国民の健康づくりの推進 ② 次世代育成支援の対策の総合かつ計画的な推進 ③ 高齢者対策及び介護保険制度の円滑な実施のための取り組み ④ 精神障害者施策の総合的な取り組み ⑤ 児童虐待防止対策の総合的な取り組み ⑥ 生活衛生対策 ⑦ 食品衛生対策 ⑧ 地域保健と産業保健の連携（健康増進法施行）

平成24年	<p>「基本指針」一部改正：改正の主な内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進 ② 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進 ③ 医療、介護及び福祉などの関連施策との連携強化 ④ 地域における健康危機管理体制の確保 ⑤ 学校保健との連携 ⑥ 科学的根拠に基づいた地域保健の推進 ⑦ 保健所の運営及び人材確保に関する事項 ⑧ 地方衛生研究所の機能強化 ⑨ 快適で安心できる生活環境の確保 ⑩ 国民の健康づくり及びがん対策等の推進
-------	---

【公衆衛生の特性】
 公衆衛生活動の対象：全ての人々
 公衆衛生活動の原則：組織化された共同社会の努力によって実現される
 公衆衛生活動の方法：環境衛生の改善、個人衛生、医療サービスの組織化、生活を支える社会サービスの開発
 公衆衛生活動の基盤：憲法に基づく国民の権利及び義務、そして国の義務

(2) 福祉事務所の歴史

福祉事務所とは、社会福祉法（昭26法45）第14条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更正の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関です。

都道府県及び市（特別区を含む）は設置の義務があり、町村は任意で設置することができます。

1993年（平成5年）4月に、老人及び身体障害者福祉分野で、2003年（平成15年）4月に、知的障害者福祉分野で、それぞれ施設入所措置事務等が市町村に移譲されたことから、都道府県福祉事務所では、従来の福祉六法から福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）を所管することとなりました。

なお、佐賀県では平成18年4月から保健、医療、福祉、環境に関するサービスを一体的に提供することを目的に、保健所と福祉事務所が再編統合され、北部福祉事務所が所管していた唐津東松浦地区管内の福祉業務は、唐津保健福祉事務所で行っています。

日本国憲法第25条

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

憲法第25条を受けて各種法規が定められ、それによって様々な公的保健福祉サービスが、国、都道府県、市町村の各レベルで実施されています。

(3) 佐賀県の健康福祉部・県民環境部関係機関及び管轄市町

健康福祉部組織図		保健福祉事務所の機構	管轄市町		
福祉課 長寿社会課 └地域包括ケア推進室 障害福祉課 └就労支援室 医務課 国民健康保険課 健康増進課 薬務課 生活衛生課 (男女参画・こども局) 男女参画・女性の活躍推進課 こども未来課 こども家庭課	(現地機関) 保健福祉事務所(保健所) (佐賀中部、鳥栖、唐津、伊万里、 杵藤) 総合福祉センター ・中央児童相談所 ・婦人相談所 ・知的障害者更生相談所 ・身体障害者更生相談所 ・地域生活リハビリセンター 衛生薬業センター 療育支援センター 九千部学園 虹の松原学園 総合看護学院 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所	佐賀県(H30.10.1現在)※ 人口 819,110人 世帯 310,323世帯 面積 2,440.68 Km ²			
		佐賀中部保健福祉事務所 企画経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境保全課 344,583人 135,814世帯 793.73 Km ²	佐賀市 多久市 小城市 神埼市 吉野ヶ里町		
		鳥栖保健福祉事務所 企画経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境保全課 126,101人 48,215世帯 158.58 Km ²	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町		
		唐津保健福祉事務所 企画経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境保全課 124,726人 46,366世帯 523.50 Km ²	唐津市 玄海町		
		県民環境部組織図			
		県民協働課 まなび課 人権・同和対策課 くらしの安全安心課 環境課 原子力安全対策課 有明海再生・自然環境課 循環型社会推進課	(現地機関) 図書館 消費生活センター 環境センター	伊万里保健福祉事務所 企画経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境保全課 73,518人 27,243世帯 321.10 Km ²	伊万里市 有田町
				杵藤保健福祉事務所 企画経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境保全課 150,182人 52,685世帯 643.77 Km ²	武雄市 鹿島市 嬉野町 大江北町 白石町 太良町

※人口、世帯数は佐賀県の推計人口。面積は、総務省統計局推定値

(4) 保健福祉事務所の圏域



佐賀県のすがた

	唐津保健福祉事務所	佐賀県	全国	調査期日
人口(総数) (人)	124,726	819,110	126,443,000	H30.10.1
人口(男) (人)	58,772	387,543	61,532,000	H30.10.1
人口(女) (人)	65,954	431,567	64,911,000	H30.10.1
出生数 (人)	1,010	6,653	946,065	H29年
出生率 (人口千対)	8.0	8.1	7.6	H29年
合計特殊出生率	-	1.64	1.43	H29年
死亡数 (人)	1,692	10,114	1,340,397	H29年
死亡率 (人口千対)	13.4	12.3	10.8	H29年
平均余命(男) 0 (歳)	-	80.65	80.77	H27年
平均余命(女) 0 (歳)	-	87.12	87.01	H27年
老年人口割合 (%)	30.8	29.0	27.7	H29.10.1

資料 佐賀県人口：さが統計情報館、国の人口：総務省統計局国勢統計課
 出生・死亡等：人口動態統計平成29年(確定)佐賀県
 平均余命：厚生労働省「平成27年都道府県別生命表の概況」

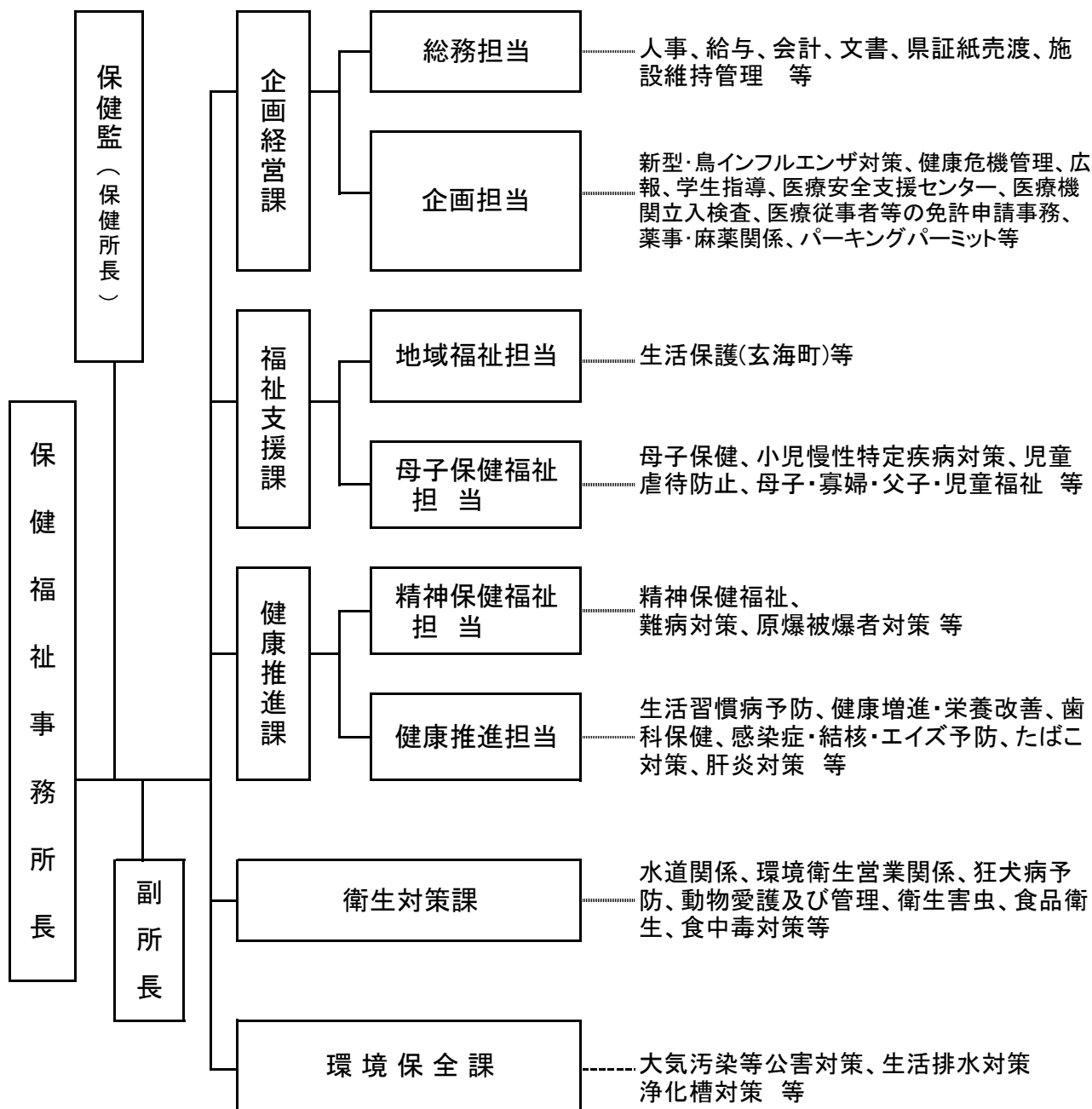
管内の保健福祉に関する状況

	唐津保健福祉事務所 管内	佐 賀 県	全 国
病院数 1 (施設)	(H29.10.1) 18	(H28.10.1) 107	(H28.10.1) 8,442
診療所数 1 (施設)	(H29.10.1) 103	(H28.10.1) 691	(H28.10.1) 101,529
歯科診療所数 1 (施設)	(H29.10.1) 61	(H28.10.1) 421	(H28.10.1) 68,940
3歳児むし歯平均本数 (本)	(H29年度) 0.96	(H29年度) 0.79	(H29年度) 0.49
特定医療費受給者数 (人)	(H29年度末) 797	(H29年度末) 6,245	(H29年度末) 892,445
原爆被爆者手帳保持者数 (人)	(H29年度末) 92	(H29年度末) 943	(H29年度末) 154,859
結核登録者 (別掲：潜在性結核) (人)	(H30年末現在) (12) 27	(H30年末速報) (72) 198	(H29年末) (14,142) 39,670

資料：唐津保健福祉事務所各担当調べ

1 平成28年度医療施設調査（第1，3表）

(5) 唐津保健福祉事務所の組織・機構



3 福祉支援課の業務

(1) 生活保護

日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする

○生活保護の基本原則

- ・最低生活保障の原理（生活保護法第1条）
- ・無差別平等の原理（生活保護法第2条）
- ・最低生活保障の原理（生活保護法第3条）
- ・補足性の原理（生活保護法第4条）

○生活保護の原則

- ・申請保護の原則（生活保護法第7条）
- ・基準及び程度の原則（生活保護法第8条）
- ・必要即応の原則（生活保護法第9条）
- ・世帯単位の原則（生活保護法第10条）

○実施機関：保健福祉事務所（生活保護法第19条、社会福祉法第14条）

①被保護世帯数

当所は玄海町の住民を対象としている（唐津市の住民は唐津市福祉事務所が生活保護を実施する）。平成31年4月1日現在の管内の被保護世帯は28世帯、32人であり、人口あたりの保護率は県平均を下回っている。

高齢化の進展や家族形態の変化などを反映し、単身世帯や65歳以上の者のみで構成される高齢者世帯の割合が高く、単身世帯が23世帯、高齢者世帯が19世帯（うち単身18世帯）となっている。また、障害や傷病を持っている世帯が5世帯（うち単身5世帯）となっている。

②生活保護費

生活保護は、その給付の性質により、次の8つに分けて行われる。

- ・生活扶助
- ・教育扶助
- ・住宅扶助
- ・出産扶助
- ・生業扶助
- ・葬祭扶助⇒原則金銭給付
- ・医療扶助⇒原則現物給付
- ・介護扶助⇒原則現物給付

平成29年度実績

・被保護者に原則として金銭で支払われる生活扶助など	11,691千円
・医療機関などに診療報酬などとして支払われる医療扶助など	43,549千円
計	55,240千円

③問題点

- ・被保護者には、就労し、経済的自立を図ることが求められているが、高齢者や障害者が大部分であること、町内に適当な雇用が少ないことなどから就労は容易ではない。
- ・地域で交流や社会参加を行い自立した生活を送ることができず、孤立している被保護者が多い。
- ・高齢化が進むことで病気や障害を抱えたり、経済的に窮迫する人が増えると見込まれることから、医療・介護・保健関係者も含めた広い分野の関係者との協力が欠かせない。

(2) 母子福祉

① 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立のための情報提供及び指導、就職活動の支援（母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条）

② 母子父子寡婦福祉資金の貸付け（母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第32条）

- ・20歳未満の者を扶養している配偶者のない女子及び男子又はその扶養している児童、又は、かつて配偶者のない女子として20歳未満の者を扶養していた配偶者のいない女子（寡婦）のための福祉資金（学資等）の貸付け

(3) 母子保健

① 保健福祉事務所の役割

市町村の母子保健事業に対し専門的・技術的な指導・助言を行う。
また専門的なサービスが必要な障害児・慢性疾患児等に対しては、保健福祉事務所が直接的支援を行う。



② 主な事業

事業名	業務内容等
思春期からの健康支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・性をはじめとする思春期の問題に対応するため、主に思春期の子どもに対し健康教育・相談等を実施する。 ・地域で子ども達を支える関係者との連携および情報共有を図り、相談従事者等を対象とした研修会を開催し、思春期保健の推進を図る。 (対象者：養護教諭、市町保健師、医療関係者、その他子育て支援関係者等) <p>*女性健康支援センター NHO佐賀病院に相談業務委託(H27年度～) 「妊娠SOS佐賀」</p>
不妊の悩み支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊で悩む夫婦等に対し、気軽に相談することのできる体制を整備するとともに、不妊や性に関する正しい情報の提供及び適切な指導を行う。 (一般不妊相談：保健師対応)
不妊・不育症専門相談センター (佐賀中部のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ① 電話相談 ②専門医師・カウンセラーによる面接相談 ③ 普及啓発、相談従事者への研修
不妊・不育症治療支援事業 (治療費助成)	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療、不育症治療を行っている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を図る。 <p>*不育症検査・治療助成 (県単独) 2019年度新規 *体外受精、顕微授精、男性不妊治療助成 (国、県) *人工授精、余剰胚凍結保存料への助成 (県単独)</p>
先天性代謝異常等検査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児について、血液によるマス・スクリーニング検査を実施し、先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症を早期に発見し、早期治療を行うことにより知的障害等の心身障害を予防する。 (相談・訪問により、要精密者のフォロー及び支援)
聴覚障害児療育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害児の早期発見・早期療育のために、新生児聴覚検査後、要フォロー児(要再検・要精密・要治療)の保護者の相談支援を行う。 (家庭訪問(保健師、言語聴覚士)、「つどい」の開催) ・なお、新生児聴覚検査は任意検査であり、受検の啓発も市町と協力して実施
すこやか療育発達相談指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・精神・運動発達面において、将来障害をきたすおそれのある児を早期に把握し、適切な指導や家庭療育訓練、育児への支援等を行うことにより、その健全な発達・発育を支援する。(療育発達相談、ことばの相談) ・母子保健関係者の検討会を開催し、ハイリスク児の療育支援や健全な子育て支援の推進等、関係者の資質向上を図る。 (子育て支援地域サポート検討会開催)

<p>小児慢性特定疾病医療費支給認定事業</p>	<p>治療が長期にわたり、医療費も高額となるの特定疾病について、その医療の確保と普及を図り、併せて患者家族の負担軽減に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：当該疾病の状態が対象基準を満たす、18歳未満の児童 (20歳未満まで継続可) 16疾患群：疾患数：756〔平成30年4月1日現在〕 <p>(悪性新生物、慢性腎疾患、内分泌疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、先天性代謝異常、血液疾患、神経・筋疾患、膠原病、糖尿病、消化器疾患、免疫疾患、先天異常、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患)</p>
<p>長期療養児等自立支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について、その疾病の状況及び療育の状況を随時把握し、その状況に応じた指導を行い、日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。 <p>(小児慢性特定疾病申請時の面接相談、電話相談、在宅療養児への家庭訪問、保護者のつどいの開催〔当所：ダウン症児のつどい等〕)</p>
<p>小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業 (平成29年度～)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で重症の小慢疾病児童等を介護する家族のレスパイト(休息)のため、訪問看護師を自宅に派遣することにより、小慢児童等の療養生活の確保と、その家族の福祉の向上を図る。(当所は対象家族への説明、申請受付、導入時調整等を行う。)(一人当たり、年48時間まで)
<p>児童虐待防止市町村支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待を予防するためには、乳幼児期からの情報がある市町での活動を充実する事が効果的である。保健福祉事務所は、管内市町の要保護児童対策地域協議会・実務者会議・個別事例検討会へ出席し、関係機関と連携を図り、児童虐待防止対策を検討する。また、必要に応じて、同伴訪問を行い、保護者及び子どもの相談、支援に対応する。
<p>その他各種事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健推進協議会唐津支部事務局として、母子保健推進員の地区組織活動支援 HTLV-1母子感染予防対策 災害時要援護者対策(小児に関する支援関係) 妊娠出産包括支援推進事業(市町支援) 結核児童療育給付

関係法規：母子保健法（S40）、児童福祉法（S22）、発達障害者支援法(H17)

児童虐待の防止等に関する法律（H12）、障害者総合支援法(H25)

母子及び父子並びに寡婦福祉法（H26）



母子保健対策事業一覧

	市 町	保健福祉事務所	県 (本庁)	民間
思春期	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センター設置 年長児、中学生と赤ちゃんの交流事業 	<ul style="list-style-type: none"> 思春期からの健康支援事業 		
婚前 結婚	<ul style="list-style-type: none"> 思春期、未婚女性学級 	<ul style="list-style-type: none"> 不妊の悩み支援事業 不妊不育専門相談センター事業 (佐賀中部保健福祉事務所) 一般不妊相談 (各保健福祉事務所) 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援 カウンセラー 派遣事業 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関 (両親・母親教室)
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療費助成 妊娠届出 母子健康手帳の交付 妊婦健康診査(健診票交付) B型肝炎母子感染防止事業 妊産婦訪問 両親学級 	<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療支援事業 不育症治療支援事業 はじめまして赤ちゃん応援事業 体外受精・顕微授精・人工授精 不育症(検査、治療) 		
出生	<ul style="list-style-type: none"> 出生届 医療費給付 養育医療(未熟児の医療給付) 自立支援医療費(育成) 子どもの医療費助成 (唐津市、玄海町 中学校卒業まで) 未熟児訪問 新生児訪問 こんにちは赤ちゃん事業 (生後4ヶ月までの全戸訪問) 予防接種 乳児健康診査(健診票交付) 乳幼児相談、健診 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費給付 小児慢性特定疾病医療費支給 認定事業 結核児童療育事業 先天性代謝異常等検査事業 聴覚障害児療育支援事業 訪問、つどい開催 すこやか発達相談指導事業 (療育相談、ことばの相談) (地域サポート検討会) 家庭訪問 慢性疾病児 在宅療養児 等 	<ul style="list-style-type: none"> 先天性代謝異常等検査事業 子どもの医療費助成事業 小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業 災害時要援護者支援関係 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援情報センター 子育て支援事業 保育所
1.6 歳	<ul style="list-style-type: none"> 育児学級 育児サークル支援 1歳6ヶ月児健康診査 (2歳児歯科相談) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健研修会 		
3 歳	<ul style="list-style-type: none"> 3歳児健康診査 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止市町支援事業 		
就学	<ul style="list-style-type: none"> 就学前健康診査 母子保健推進員事業* 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健推進協議会 (支部事務局) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健推進協議会 (県事務局) 	

4 健康推進課の業務内容

健康推進課の業務内容

現在、住民を対象とした自治体の保健活動の内、一般検診など住民を直接対象とする保健活動は市町村が担う一方、保健所は地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化することが求められている。

また、感染症や大規模事故等、不特定多数の住民の生命、健康を脅かす事態に対する健康危機管理について、発生への対応や情報収集、関係機関との連携などの役割がある。

健康推進課は、保健師や管理栄養士などの専門職の活動を通じて、こうした保健所業務の一翼を担っている。

精神保健福祉担当

○主な業務

精神保健福祉（相談訪問、社会復帰支援、自殺対策、通院医療費公費負担・精神障害者保健福祉手帳に関する事務）

難病（難病対策地域協議会、難病者相談訪問、特定医療費（指定難病）受給者証交付）

原子爆弾被爆者援護（被爆者健康手帳発行、健康診断、被爆者関係手当申請窓口）

健康推進担当

○主な業務

健康づくり（県健康プランの推進、食育の推進、国民（県民）健康・栄養調査、特定給食施設指導、栄養士・調理師免許、市町健康増進事業の支援、介護予防事業支援、生活習慣改善普及啓発、肝疾患対策、歯科保健）

感染症（感染症予防、結核対策、エイズ対策）



(1) 精神保健福祉

① 保健福祉事務所の役割

精神障害者の早期治療のための推進並びに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行う。

② 主な事業

事業名	業務内容等
精神保健福祉相談	<ul style="list-style-type: none"> 不安や悩みなど「こころの健康」が気になる方やその家族を対象に、精神科医師により、個別の相談を受けている。(毎週水曜日 予約制) また、保健師による相談や電話相談は、常時受け付けている。
訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、本人、家族に対する十分な説明と同意の下に行う。(医療の継続または受診についての相談援助や勧奨の他、生活指導、社会復帰援助や生活支援、その他の家族がかかえる問題等についての相談指導。) また、危機介入的な訪問など所長等が認めた場合にも行っている。
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康づくり、うつ予防等、精神保健福祉の知識の普及啓発及び予防を目的に一般住民や事業所職員、児童・民生委員等を対象に健康教育を行っている。
入院医療関係事務	<ul style="list-style-type: none"> 措置入院、医療保護入院(移送)に関する手続きを行っている。
精神診察	<ul style="list-style-type: none"> 自傷他害の恐れ等で申請・通報があった場合、指定医の診察及び保護を実施している。
自立支援医療受給者証及び精神障害者保健福祉手帳交付事務	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の適正な医療を普及するため、通院医療費の医療保険自己負担分の一部を公費で負担する。また、精神障害者が各種の支援策を受けられるように、精神障害者の程度(等級)を証明し、手帳を交付する。 ※申請の窓口は市町 ※保健福祉事務所では市町からの進達分の点検・取りまとめを行っている。
精神障害者家族会及び社会復帰施設等支援	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者家族会が行う活動の支援や、地域活動支援センター、グループホームを積極的に支援する。
自殺総合対策事業 (地域自殺予防対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉事務所と自殺率の高い地域が合同で、地域の現状に応じた自殺予防事業を展開 ①地域における「自殺対策協議会」の設置 ②「うつ・自殺予防」の研修会 ③普及啓発活動 ④うつ相談
精神障害者にも対等した地域包括ケアシステム事業	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉の関係者間での協議の場を設置し、地域の課題を共有化したうえで、地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを推進する。
措置入院者退院後支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 措置入院となった精神障害者のうち、退院後の医療等の支援を行う必要があると認められるものについて、本人の同意を得たうえで、必要な医療等の支援内容等を記載した退院後支援計画を作成し、当該計画に基づく相談支援等を行う。

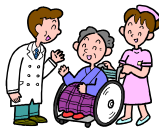
関係法規：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(H7)
障害者総合支援法(H25)自殺対策基本法(H18)

(2) 難 病

① 保健福祉事務所の役割

原因不明、治療方法未確立で生活面への長期にわたる支障がある難病にり患している患者等に対して、専門的な保健サービスを提供する。サービスが難病患者の生活の場で提供できるよう必要に応じて保健・医療・福祉間の連絡調整をし、難病患者生活支援のネットワークづくりに努める。

② 主な事業

事業名		業務内容等
特定医療費(指定難病)助成事業		<ul style="list-style-type: none"> 対象疾病(331疾病)にり患している人の医療費自己負担分の一部を公費負担することにより指定難病についての治療研究を促進し、併せて患者の医療費負担の軽減を図る。
難病相談事業	 医療相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 医師、薬剤師、保健師などにより難病患者や家族に面接相談を行い、病気の理解や不安の軽減・適正な療養について助言を行う。 難病の医療・福祉・介護等に関する最新で正確な情報の提供を行うと共に、同じ悩みを持つ患者及び家族の交流会(疾患別)の支援を行う。 安心して在宅療養ができるよう協力病院とのケース検討会を行う。 <ul style="list-style-type: none"> * 疾患別交流会の支援 <ul style="list-style-type: none"> 炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎、クローン病)等の患者会の支援 * 河畔病院との定期カンファレンス(隔月)及び随時のケース検討会
	訪問相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 要支援患者・家族を訪問し、日常生活上及び療養等についての相談。援助を行う。
	訪問従事者等研修事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域において難病対策を担当する職員や訪問看護師等に対し研修を実施し、従事者の資質の向上及び育成を行う。
難病対策地域協議会		<ul style="list-style-type: none"> 患者・家族が安心して在宅療養を送ることができるよう、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報共有し連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
在宅重症難病患者一時入院(レスパイト)事業		<ul style="list-style-type: none"> 指定難病患者の家族等の介護者が、休息(レスパイト)目的で在宅介護が困難な時に、一時的に指定医療機関の入院病床を利用することにより、患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図る。

関係法規：難病の患者に対する医療等に関する法律(H27.1.1施行)
佐賀県難病相談事業実施要領

(3) 原子爆弾被爆者援護

① 保健福祉事務所の役割

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者手帳の交付や国の負担による健康診断や医療の給付、また被爆者の状況に応じて健康管理手当等いろいろな手当の支給があり、その申請窓口となる。

② 主な事業

事業名	業務内容等
被爆者健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 被爆者健康手帳は、原子爆弾による被爆者であることを示す一種の証明書である。手帳は、健康診断の検査結果を記録するなど、健康管理に役立てられている。
被爆者健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 被爆者の健康管理のため、年2回（春・秋）医療機関に委託して、定期健康診断を実施している。定期健康診断の他にも希望による健康診断を年2回（うち1回はがん検診に代えることができる）実施している。 被爆者二世で健康面の不安を覚える方にも健康診断を実施している。
認定疾病に対する医療の給付	<ul style="list-style-type: none"> 原子爆弾の放射線や熱線等が原因で起こった病気やけがについて、厚生労働大臣からその病気やけがが原子爆弾の傷害作用によるもので、現に治療を要する状態にあると認定された病気については全額国費で医療を受けることができる。この認定をうけることは医療特別手当や特別手当をうけるための条件ともなっている。
被爆者一般疾病医療費	<ul style="list-style-type: none"> 被爆者は、原子爆弾による影響から病気にかかりやすいことや、病気が治りにくい傾向にあるため、厚生労働大臣が認めた病気以外の病気やけが（一般疾病）で医療を受けられる場合、患者負担分を国が負担する。
各種手当	<ul style="list-style-type: none"> 医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当、介護手当等の要件に沿った各種の手当を支給する。
介護保険サービスの利用	<ul style="list-style-type: none"> 被爆者が介護保険サービスのうち医療系のサービス（訪問看護、訪問リハ、通所リハ、介護老人保健施設への入所等）を受けられた場合、自己負担額を国が負担する。また、福祉系のサービス（訪問介護、通所介護、指定介護老人福祉施設への入所等）を受けられた場合、自己負担額を助成している。

関係法規：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（H7.7.1施行）

(4) 健康づくり

① 保健福祉事務所の役割

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣や社会環境の改善を通じて、「共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を目指す『第2次佐賀県健康プラン』を推進する。

そのために、『第2次佐賀県健康プラン』の目指す姿である、①健康寿命の延伸・健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善等に取り組む。

② 主な事業

事業名	業務内容等
健康アクション佐賀 21推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町健康づくりの円滑なかつ効果的な推進のための支援として、市町の健康づくり推進協議会への指導・助言等を行う。 健康プラン推進のための人材育成として、食生活改善推進員の自立支援・活動支援を行い、地区組織の育成強化を図る。
地域・職域連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏において、地域保健と職域保健の関係者が、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援していくために、連携体制を推進して効果的な保健事業を展開する。
糖尿病対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病患者が適切な診療及び継続した療養指導を受けることができるよう、療養指導従事者の資質向上を図る研修会を開催する。 糖尿病の発症予防対策として、食の環境整備のため「健康づくり協力店」を増やす取り組みを行う。
「ストップ糖尿病」 対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者及び行政関係者等が糖尿病の発症予防及び重症化の対策方針の情報共有を図り、連携して対策に取り組むことで、患者数の減少や重症化を予防する。 2次医療圏単位「ストップ糖尿病」対策会議の開催 年2回程度
たばこ対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、受動喫煙防止のための禁煙・分煙の方策について、各施設に具体的に指導、助言等を行う。 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の協力を得て、県内全ての中学1年生及び小学6年生にたばこに関する健康教育を行っている。
特定給食施設指導	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の給食における給食管理、衛生管理等についての指導を行う。また、利用者に応じた栄養管理が行われるよう関係者に対し研修会を開催する。

事業名	業務内容等
歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口実施施設支援事業 フッ化物洗口を実施している保育所・幼稚園・小学校の従事者を対象として研修会を実施する。 ・障害者・難病患者等歯科保健事業 心身障害者（児）、難病患者等は、歯科健康診査や保健指導を受ける機会が少なく、う蝕、歯周疾患に罹患している場合、通院や受診が困難なため重症化しやすく、心身になお一層の障害を受ける可能性がある。そこで本人や家族に対し歯科保健指導を実施し、ネットワーク検討会を開催することにより、歯科保健を担う関係者の情報共有、連携を図る。
肝疾患対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・所内肝炎ウイルス検査（毎月第3火曜日15:00～19:00） ・肝炎ウイルス精密検査費助成事業 B型、C型肝炎ウイルス検査の陽性者に対して精密検査費用を助成する申請受付を行う。 佐賀県ウイルス性肝炎治療費助成事業 B・C型肝炎ウイルスのインターフェロン治療、C型肝炎ウイルスのインターフェロンフリー治療、およびB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成の申請受付を行う。 ・佐賀県肝疾患定期検査費助成事業 B型、C型肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がん患者に対して専門医療機関での定期検査費用を助成する申請受付を行う。 ・C型肝炎等に関する保健指導従事者研修会 保健指導従事者等関係者に対し研修会及び講習会等を実施する。
管理栄養士・栄養士・調理師等 免許事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士・栄養士・調理師の免許申請及び試験に関する事務。 ・調理師就業届用務。（2年毎に実施。H30年度実施予定）
国民健康・栄養調査	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料とする。 （国民健康・栄養調査地区は厚生労働大臣が指定）
各種キャンペーン等	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活習慣の改善と健康への意識を高めるための広報活動、イベント等を行う。 ・*歯と口の健康週間（6月4日～10日）*世界禁煙デー（5月31日）*HIV検査普及週間（6月4日～6月6日）*健康増進普及月間（9月）*結核予防週間（9月24日～30日）*世界エイズデー（12月1日）
骨髄バンク事業	<ul style="list-style-type: none"> ・白血病や再生不良性貧血等の血液疾患の有効な治療法である骨髄移植の登録受付を行う。（要予約：毎週木曜日9:00～11:00）

関係法規：地域保健法(H22)、健康増進法(H14)、食育基本法(H17)、栄養士法(S22)、調理師法(S33)、肝炎対策基本法(H21)

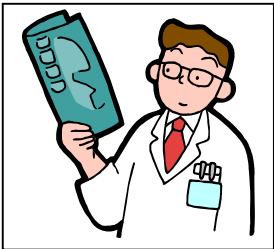
(5) 感染症

① 保健福祉事務所の役割

感染症の患者発生時に迅速に情報を収集し、疫学調査を行って感染源及び感染経路を特定するとともに、関係機関との連携・調整を行い、感染者の早期発見や感染拡大防止を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため感染症発生動向調査事業や、給食施設等の防疫指導及び正しい知識の普及啓発活動を行う。

② 主な事業

事業名	業務内容等
感染症発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 感染症発生時に、疫学調査、感染源調査、感染防止対策を行う。濃厚接触者や集団生活の場の関係者については、2次感染防止のための保健指導や健康診断を行う。
結核対策事業 (二類感染症) 	<ol style="list-style-type: none"> ① 感染症の診査に関する協議会結核部会 ② 届出の受理 <ul style="list-style-type: none"> ・結核発生届 ・医療費公費負担申請 ・入院・退院届 ③ 結核患者登録票作成(患者管理等) ④ 結核患者訪問指導(DOTS) ⑤ 結核登録者情報管理システム(結核発生動向調査) ⑥ 接触者健康診断(H26.8~一部医療機関委託) ⑦ 結核定期病状調査 ⑧ 管理検診(H26.8~一部医療機関委託) ⑨ 結核医療費審査(結核指定医療機関)
感染症予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等感染症予防巡回指導、感染症予防健康教育
エイズ対策事業 (五類感染症)	<ol style="list-style-type: none"> ① 正しい知識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・高校1年生等を対象とした予防教育 ・世界エイズデー(12月) ・HIV検査普及週間(6月) ② 匿名HIV検査を含む個別相談 (毎週火曜日9:00~11:00・第3火曜日9:00~11:00、17:00~19:00) ③ 特定感染症予防事業(梅毒・クラミジア・HTLV-1)
感染症発生動向調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週(月)対象疾病について、定点医療機関から報告を受け、感染症サーベイランスシステムに入力する。県(感染症情報センター)・国は収集した情報を分析し、その結果を感染症予防のために県民や医療機関に迅速に提供・公開する。

関係法規：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(H10)

感染症法届出対象疾患の類型

一類 (7)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類 (6)	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）
三類 (5)	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四類 (44)	E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、ジカウイルス感染症
五類 (49) 全数 →24 定点 →25	<p>（全数報告） アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症、百日咳、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）</p> <p>（定点報告） RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合は除く。）、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症</p>
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
法第14条第1項に規定する厚生労働省で定める疑似症	
疑似症 定点	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

5 衛生対策課の業務内容

衛生対策（食品衛生、環境衛生）

① 保健福祉事務所の役割

安全な食生活の確保及び衛生的な生活環境の維持と愛護動物の適正飼育等に係る業務を行っている。

② 主な事業

事業名	根拠法令（制定年）	事業内容
食品衛生事業	食品衛生法(S22)	<ul style="list-style-type: none"> 食品営業関係施設等の許可等及び監視・指導 食中毒予防と食品衛生思想の普及啓発 流通食品の監視、指導、取締 食品衛生苦情処理
狂犬病予防事業	狂犬病予防法(S25)	<ul style="list-style-type: none"> 狂犬病発生予防対策 犬の捕獲、抑留業務及び咬傷事件調査等
動物愛護管理事業	動物の愛護及び管理に関する法律(S48)	<ul style="list-style-type: none"> 特定動物の飼養管理指導 動物取扱業者の指導及び動物愛護に対する普及啓発等 ペットの適生飼養の助言・指導及び犬・ねこの保護
環境衛生営業 施設の管理	旅館業法(S23) 興行場法(S23) 公衆浴場法(S23) 理容師法(S22) 美容師法(S32) クリーニング業法(S25) 住宅宿泊事業法(H29)	<ul style="list-style-type: none"> 興行場、旅館、公衆浴場の許可及び理容所、美容所及びクリーニング所の届出の審査と監視・指導 住宅宿泊施設の届出の審査
建築物の 衛生的管理	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(S45)	<ul style="list-style-type: none"> 特定建築物の維持管理等の監視・指導 ビル管理事業登録と監視・指導
衛生害虫の相談		<ul style="list-style-type: none"> 衛生害虫等の生態、防除方法の相談 駆除業者の案内
衛生的飲料水の確保	水道法(S32) 佐賀県小規模水道条例(S35)	<ul style="list-style-type: none"> 専用水道及び小規模水道の確認、簡易専用水道の届出の審査 上水道、簡易水道、専用水道等の管理運営の監視・指導 飲用井戸等の衛生対策指導及び指定検査機関の紹介



6

環境保全課の業務内容

環境保全課

① 保健福祉事務所の役割

環境保全の推進を図るため公害対策や浄化槽に関する業務を行い、人の健康や安全の確保に努めている。

② 主な事業

事業名	根拠法令（制定年）	事業内容
公共用水域及び地下水質監視	水質汚濁防止法（S45）	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質による地下水汚染の監視のため、定期的な検査を行う。 河川において、魚のへい死、油流出等の水質事故が発生した場合の、原因調査、拡大防止対策を行う。
事業場の監視指導	水質汚濁防止法（S45） 大気汚染防止法（S43） ダイオキシン類対策特別措置法（H12） 佐賀県環境の保全と創造に関する条例（H14）	<ul style="list-style-type: none"> 法・条例に基づく特定施設等を有する事業場の立入検査を行い、排出基準及び適正な維持管理が遵守されるよう監視・指導を行う。
環境保全教育	環境基本法（H5） 佐賀県環境の保全と創造に関する条例（H14）	<ul style="list-style-type: none"> 水生生物調査、自然観察、生活排水対策などの住民の環境保全活動を助成したり、環境保全に係る広報活動を行うことにより、住民の環境保全に対する理解や意識の高揚を図る。
水質・大気関係特定施設の届出	水質汚濁防止法（S45） 大気汚染防止法（S43） ダイオキシン類対策特別措置法（H12） （70）回収破壊法（H13） （70）排出抑制法（H27） 佐賀県環境の保全と創造に関する条例（H14）	<ul style="list-style-type: none"> 汚水やばい煙を発生させる特定施設に係る設置届等の受付・審査・指導を行い、環境汚染の未然防止を図る。 オゾン層の保護、地球温暖化の防止のため、特定事業者への届出指導等を行う。
公害苦情処理	公害関係法律（水質汚濁防止法など）	<ul style="list-style-type: none"> 住民等からの苦情などを保健福祉事務所・市町村等で受付し、公害関係法令に基づき、関係機関と協力しながら原因施設への立入指導等により調査・解決にあたる。
浄化槽業務	浄化槽法（S58）	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置届の審査 浄化槽設置後の適正な維持管理及び法定検査受検の指導 合併処理浄化槽設置普及啓発
環境放射能測定	玄海原子力発電所周辺環境放射能調査計画	<ul style="list-style-type: none"> サーベイカーによる空間放射線量率測定 大気浮遊粉じん中の放射能測定（¹³¹I）

7 企画経営課の業務内容

1. 企画調整

① 保健福祉事務所の役割

平成9年に保健所の機能強化を図ることを目的に、所内を横断した組織として設置された部門である。保健医療計画の策定をはじめ管内市町に対する援助、市町相互間の連絡調整、保健・医療・福祉・介護等の関係機関の連携のコーディネーター的役割を担っている。

② 主な事業

事業名	事業内容等
健康危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機の発生予防、発生時に関し、所内外の関係者に対する健康危機管理研修会を実施する。また、各関係機関との連携を図るための組織を構築し運営する 新型インフル、鳥インフル、災害（原子力、自然災害）、口蹄疫など
統計調査関係	<ul style="list-style-type: none"> 人口動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査、地域保健・健康増進事業報告等 病院報告、医療施設動態調査、医療施設静態調査、患者調査、受療行動調査等 衛生行政報告例等
情報提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> 地域保健に関する各種統計情報の収集、分析、市町村等への提供 市町広報、ホームページ等による広報活動。
地域医療構想調整会議	医療介護総合確保推進法の医療計画における「地域医療構想」に関する事項を定める。
保健福祉衛生業務連絡会	市町の保健衛生業務担当者・関係機関を対象に、地域保健活動のための連絡調整及び資質向上のための研修を実施する。
実習学生指導	保健師、看護師等の保健医療従事者の地域実習の受入れ。
パーキングパーミット（PP）	身体障害者手帳所持者、けが人、妊産婦、要介護の高齢者、難病患者、知的障害者等のうち該当する方へ「身障者用駐車場利用者証」を交付している。
薬物乱用防止対策	麻薬、覚せい剤等の薬物乱用を防止するため、「ダメゼッタイ。」普及運動、不正栽培の大麻・けしの発見、抜去を行っている。※

※関係法規：覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法

2. 医療体制の整備

① 保健福祉事務所の役割

医療従事者の免許に係る事務及び医療機関の開設・変更に係る事務等を行っている。また、良質かつ適切な医療を提供する体制の確保する。

② 主な事業

事業名	事業内容等
医療機関開設等の事務	病院、診療所の開設、変更に係る申請、届出等の事務。※
医療機関立入検査	病院、診療所に対する立入検査を行い、必要に応じて指導を行う。※
医療従事者免許事務	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の各種医療従事者の免許に係る事務
医療安全支援センター	医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民等に対し医療安全に関する助言及び情報提供を行う。
献血推進事業	献血パスによる献血の推進、市町・企業に対する献血協力の働きかけ
麻薬関係業務	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬免許に関すること 麻薬に関する届

8

看護（実習）学生の臨地実習における情報の取り扱いについて

個人情報の漏洩は不法行為にあたるため、実習期間中に知り得た情報については、守秘義務を遵守すること。

また、診療情報から個人情報を容易に入手できる立場であることを自覚し、不必要な情報収集や個人的理由（個人的興味・関心、心配だから知っておきたい等の理由）による情報へのアクセスをしてはならない。

実習記録の取り扱い

記録用紙には、個人を特定する情報（住所、氏名、生年月日、病院、病棟名、家族歴や遺伝情報等）を可能な限り記載しない。

不必要な情報・不確実な情報は、記述しない。

診療記録及び実習記録は、安易に複製しない。

カンファレンスの資料等に利用するために複製した場合は、担当指導者がシュレッダーにかけ適切に処分する。

個人が特定される可能性がある実習記録等の所外への持ち出しは禁止する。

また、紛失・散逸しないようファイル等で管理し、第三者の目に触れないようにする。

実習の目的以外に利用しない。

実習終了後、不要となった記録物やメモ類はシュレッダーにかける、電子媒体は内容を消去する等の処分を行う。

実習終了後の実習記録は、看護教育者が適切に保管・管理する。

学生の実習記録も情報開示の対象となりうることもあるので留意のこと。

保健福祉事務所及び県の保健福祉機関

保健福祉事務所名	電話番号	郵便番号	住 所
佐賀中部保健福祉事務所	(0952) 30-1321	849-8585	佐賀市八丁 <small>はっちょう</small> 巖町1-20
鳥栖保健福祉事務所	(0942) 83-2161	841-0051	鳥栖市元町1234-1
唐津保健福祉事務所	(0955) 73-4185	847-0012	唐津市大名小路3-1
伊万里保健福祉事務所	(0955) 23-2101	848-0041	伊万里市新天町122-4
杵藤保健福祉事務所	(0954) 22-2103	843-0023	武雄市武雄町昭和265
機 関 名	電話番号	郵便番号	住 所
精神保健福祉センター	(0952) 73-5060	845-0001	小城市小城町178-9
衛生薬業センター	(0952) 30-5009	849-8585	佐賀市八丁 <small>はっちょう</small> 巖町1-20
環境センター	(0952) 30-1616	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝119-1
総合福祉センター (中央児童相談所)	(0952) 26-1212	840-0851	佐賀市天祐1-8-5
北部児童相談所	(0955) 73-1141	847-0012	唐津市大名小路3-1

利用できる電話健康相談

相談内容	電話番号	相談内容	電話番号
こころの悩み		性犯罪等に関する通報・相談	
・佐賀こころの電話	0952-73-5556	・レディーステレホン(警察本部)	0952-28-4187
・佐賀県精神科救急情報センター	0952-20-0212	麻薬・覚醒剤の通報・相談	
・佐賀いのちの電話	0952-34-4343	・県警本部警察相談室	0952-26-9110
・女性総合相談	0952-26-0018	人権相談	
児童・青少年の悩み		・法務局 人権擁護課	0952-26-2195
・ヤングテレホン	0120-29-7867	・子ども人権110番(ワリダイヤル)	0120-007-110
・子ども相談テレホン	0952-29-3594	・女性の人権ホットライン	0570-070-810
・佐賀少年鑑別所外来相談	0952-26-2281	総合福祉センターの相談	
・心のテレホン電話相談(24H)	0952-30-4989	・心身に障害のある方	0952-26-1212
・唐津市青少年支援センター	0955-74-1737	・婦人の悩み事	0952-26-1212
・佐賀県中央児童相談所	0952-26-1212	・障害者110番	0952-24-8110
・佐賀県北部児童相談所	0955-73-1141	佐賀中部保健福祉事務所の相談	
妊娠や子育ての悩み		・エイズホットライン	0952-33-7788
・妊娠SOSさが	0120-279-392	・不妊専門相談センター	0952-33-2298
・唐津市子育て支援情報センター	0955-72-2288	DV相談	
虐待に関する通告・相談		・佐賀県DV総合対策支援センター	0952-26-0018
・佐賀県中央児童相談所	0952-26-1212	・被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS	0952-33-2110
・佐賀県北部児童相談所	0955-73-1141	生活困窮の悩み	
		・佐賀県生活自立支援センター	0952-20-0095